

清谿園訪問介護ステーションおかめ会 サービス利用料金表

◎介護保険（要介護）・介護予防（要支援）給付サービス

※自己負担額は、自治体発行による負担割合証に基づきます。

●訪問介護サービス費

【介護保険対象（要介護者）】 ※特定事業所加算（Ⅱ）が含まれた金額です。

（Ⅰ）身体介護中心型	給付単位数	1日当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
①20分未満	179 単位	1,790 円	179 円	358 円	537 円
夜間・早朝の場合（+25%）	224 単位	2,240 円	224 円	448 円	672 円
深夜の場合（+50%）	270 単位	2,700 円	270 円	540 円	810 円
②20分以上30分未満	268 単位	2,680 円	268 円	536 円	804 円
夜間・早朝の場合（+25%）	336 単位	3,360 円	336 円	672 円	1,008 円
深夜の場合（+50%）	403 単位	4,030 円	403 円	806 円	1,209 円
③30分以上1時間未満	426 単位	4,260 円	426 円	852 円	1,278 円
夜間・早朝の場合（+25%）	532 単位	5,320 円	532 円	1,064 円	1,596 円
深夜の場合（+50%）	639 単位	6,390 円	639 円	1,278 円	1,917 円
④1時間以上1時間30分未満	624 単位	6,240 円	624 円	1,248 円	1,872 円
夜間・早朝の場合（+25%）	780 単位	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円
深夜の場合（+50%）	936 単位	9,360 円	936 円	1,872 円	2,808 円

（Ⅱ）生活援助中心型	給付単位数	1日当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
①20分以上45分未満	197 単位	1,970 円	197 円	394 円	591 円
夜間・早朝の場合（+25%）	246 単位	2,460 円	246 円	492 円	738 円
深夜の場合（+50%）	296 単位	2,960 円	296 円	592 円	888 円
②45分以上1時間未満	242 単位	2,420 円	242 円	484 円	726 円
夜間・早朝の場合（+25%）	303 単位	3,030 円	303 円	606 円	909 円
深夜の場合（+50%）	363 単位	3,630 円	363 円	726 円	1,089 円

夜 間	（18：00～22：00）
早 朝	（ 6：00～ 8：00）
深 夜	（22：00～ 6：00）

※ 2人派遣の場合・・・所定料金の100%増し

【介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

●予防型訪問介護（従前相当）

※1月につき	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
週に1回程度ご利用	1,176 単位	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
週に2回程度ご利用	2,349 単位	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
週に2回程度ご利用を超える	3,727 単位	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

●生活支援型訪問介護（基準緩和型）

※1月につき	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
週に1回程度ご利用	929 単位	9,290 円	929 円	1,858 円	2,787 円
週に2回程度ご利用	1,858 単位	18,580 円	1,858 円	3,716 円	5,574 円
週に2回程度ご利用を超える	2,787 単位	27,870 円	2,787 円	5,574 円	8,361 円

●その他

【介護保険（要介護者）・介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

※初回のみ	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
初回加算	200 単位	2,000 円	200 円	400 円	600 円

※当事業所を初めて利用される場合や過去2ヶ月間利用がなく再開した場合等に1回加算されます。

※生活支援型訪問介護（基準緩和型）のご利用者は対象外。

●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

【介護保険（要介護者）・介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

※1ヶ月あたりの総単位数に、13.7%を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されます。

※生活支援型訪問介護（基準緩和型）のご利用者は対象外。

●介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

【介護保険（要介護者）・介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

※1ヶ月あたりの総単位数に、4.2%を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されます。

※生活支援型訪問介護（基準緩和型）のご利用者は対象外。

●特定事業所加算（Ⅱ） ※R3.11から適用

【介護保険（要介護者）】

※1回あたりの所定単位数に、10%を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されています。

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合。